

風景と景観

「美しい風景」と同じように「美しい景観」と表現されることが通常ですが、これは、風景と景観という言葉の概念が明確に区別されずに、同様な意味で理解されていることが一つの原因であると思われます。景観とはドイツ語の Landschaft の訳語とされていますが、内田芳明氏の「landscape という語が〈ある一つの展望の地点から見た時に心に起る内陸の scenery の眺め〉という意味、〈a piece of country scenery〉の意味、つまりは風景の意味に使われたのは 1632 年のことで、その scenery という語が〈一つの場所の又その自然の特徴の一般的現象〉として使われ始めるのが 1784 年のことである」(風景とは何か―構想力としての都市 朝日選書 1992 年 P.54) という記述を参考にすれば、landscape 及び Landschaft は風景という意味が正しいことになります。

ドイツ語の Landschaft の定義は geographisches Gebiet mit bestimmter, von der Natur geprägter Eigenschaft (Wahrig Deutsche Wörterbuch 辞典)で、自然によって型づけられた(刻印された)特質(固有の性質)を伴った地理学的地域(訳: 水島)になります。更に freies Land, Gegend、広々とした土地あるいは周辺区域(訳: 水島)と続きます。一般的に、日本語で風景は「けしき。風光。その場の情景」(広辞苑 岩波書店)と定義されていますから、これらの二つの定義からすると、「風景」という言葉は、ドイツ語の Landschaft の「広々とした土地あるいは周辺区域」で「自然によって特徴づけられた特徴を伴った地理学的地域」という意味になります。であれば、「景観」より「風景」の方が Landschaft の訳語としては適するようです。

一方、日本語で「景観」は「風景外観。けしき。ながめ。また、その美しさ。自然と人間界のことが入りまじっている現実のさま」(広辞苑)および、「けしき。ながめ。特に、すぐれたけしき。[ドイツ語の Landschaft]人間の視覚によってとらえられる地表面の認識像。山川・植物などの自然景観と、耕地・交通路・市街地などの文化景観に分けられる」(大辞林 三省堂)とされています。風景の定義と重っていて、概念の明快な区分がありませんが、ここで注目すべきは自然景観と文化景観という言葉が並列されていることでしょう。何故なら、Landschaft は natur Landschaft(自然のままの地理学的地域 訳: 水島)と kultur Landschaft(耕作された地理学的地域 訳: 水島)に区分され、更に Stadt-Landschaft や Dach-Landschaft 等の言葉もあるからです。

地球表面で人間の手が入っていない自然環境は皆無ですから、総ての土地面は耕作地と言えますが、その手の加え方の程度の差で、自然的地域形態か人工的地域形態かの区分ができます。人工的地域形態の典型は都市です。内田氏の都市に関しての記述は、「都市とは集中的な文化・文明の表現である。文化の作用としての都市は、自然に対して、風景に対して破壊的暴力として出現せざるをえない(風景とは何か P.20)。都市風景とは、風景と文化の構造的ゲシュタルト(Gestalt 注: 水島=たたずまい)として現象する(同著 P.22)」とあります。この説明の中で、人間の生と風土の生が結合するのが風景と定義されています。しかし、この定義こそが景観を意味するものであるでしょう。すると、「自然的・風土の生が風景として現象し、そこに歴史的・文化的人間の生が統合されて景観となる」と考えるのが順当です。文化の風景こそが景観であって、厳密な意味で文化的生活が展開している都市には風景は存在しないと考えています。そして、都市風景ではなく都市景観というのが適切と考えています。

景観の定義

ここでは、例えそこに人の手が入っていたとしても、人間の居住空間は存在せずに、自然の摂理によって支配されている在り様を「風景」とし、自然を切り開いて人間の生活圏として成立している空間のたたずまいを「景観」と定義することとします。その違いを簡単な例で示せば、雄大な山に囲まれた自然の眺めは「風景」ですが、その中に人里があって、盆地が居住空間として成り立っていれば、つまり人工的な造形が介入していれば、その在り様は「景観」ということです。この考えで、ドイツ語の natur Landschaft には「風景」を kultur Landschaft には「景観」を対応させると、概念としての対応が適切になります。すると Stadt-Landschaft は市民生活の集約された



Monteriggioni Italia



飛騨白川郷萩町



San_Gimignano Italia

場所であるという意味での「都市景観」と、Dach-Landschaft は個別の住民生活の場所の集合体としての「屋根景観」という言葉の、生活空間のたたずまいとしての「景観」という言葉の概念が把握し易くなります。

この定義で一つの問題があります。造園(Landschaft Architektur)に関してのことです。すなわち、庭園の地表面造形の結果は風景か景観かという疑問です。厳密に言えば、制作者の文化的生活を背景とした創造的行為による人工的造形ですから、景観と言うのが正しいのでしょうか。西洋式庭園、特に幾何学的模様によって構成されるフランス庭園などは、樹木なども人工的な手が入って、自然な形をアブストラクトな形にして造営された庭園には、自然の風景という雰囲気は皆無ですから、風景と言うより景観という方が腑に落ちる感じです。しかし先の記述に基づけば、造園という言葉の意味の英語 landscape architecture の landscape には、風景という意味でありながら、人工的なものであるという矛盾を含んでいます。

では、より自然に融合するという造形を意図した日本庭園の風情はどうでしょうか。修学院離宮を例に出すまでもなく、日本の庭園は風景とするのがそのたたずまいと一致しているように思われます。日本においては、耕作地であっても田園は景観ではなく風景という方が納得できるように、庭園景観より庭園風景の方が心情に一致します。しかし、その“より自然に近い形”とは時の流れによって人工的な形が自然の原型に近づいた結果ではないのか、という反論ができます。これには、日本式庭園は、完成時は景観的(人工的)であっても、時間の推移によって(自然的)風景に成長する、とかわすことができます。これは、アルプスの森の風景も、森林技術者の監理の手が入ることによって維持されている森林形態であるということと同じ概念で理解することができるでしょう。natur と kultur の修飾語を加えて初めて風景と景観の概念が明確になりますから Landschaft には風景か景観の定義は明確ではないと考えるのが良いのかも知れません。

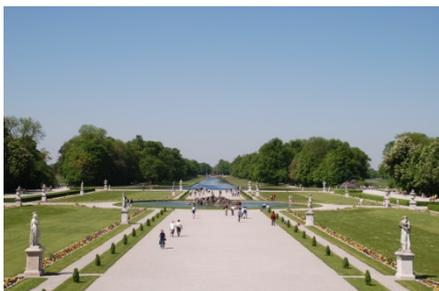
街並みは、その場所での人々の生活の積み重ねで形成されますから、快適な空間での生活の積み重ねなら、良好な街並みが形成されるでしょうが、逆であれば住民にとっても好ましくない街並みが出現するでしょう。したがって、風格のある都市、そして国土の形成は、快適な生活空間が拡がり、良好な街並みが増えることによって達せられます。社会学的に都市は「その時代の政治・社会体制が具体的な形態として表現された場所」と定義されています。専門分野の分類を不問にしてその表現方法だけを借用すれば、景観は「住民生活の文化的様式が具体的な形態として表現された環境のたたずまい」と定義することが可能でしょう。

すると、住民の自分達の街の景観に危害を加える行為に対しての異議申し立てを拒否する行為は、そこの培われてきた住民の生活文化が結晶したたたずまいを否定することにほかなりません。住民のその場所に存在するという生活権、つまり基本的人権を否定することですから、主権在民の社会ではあってはならないことです。

景観利益

法律の門外漢である建築家の単なる印象でしかありませんが、日本では、基本的人権を侵害する開発・建設行為に対しての住民の異議申し立てを、経済活動優先の国家指針に適應するような、まことしやかな論旨の根拠づけで退ける、司法判定が為されているように感じられます。保護されるべき住民の権利の範囲を、つまり保護されるべき事項の規定を可能な限り狭めて、開発・建設に対しての摩擦と障害を可能な限り生じさないようにするという意図が見え隠れしているように見えます。判定は機関が上位になればなるほど、国家権力とそれに結びついた経済機構の温存を優先した基準が顕著になる、素直に表現すれば、できる限りその建設・開発に係るかもしれない関係者数を少なくして、建設を差し止めることによって生じるであろう諸々の政治的および経済的問題と障害を避けるという、権力守旧的、つまりお上の目線で民を見下した基準での判定が多いように思われます。

「原告不適格」とか「景観利益」という裁判用語には、「町とはお上が造築して民はそこに住まわせてもらっている」という近世以前の国家社会構造のままの考え方が根底にあるのではないのでしょうか。都市または町という共同体の中においては、住民権利の侵害を起こす問題は、直接被害を受けるその住民だけの問題ではなく、社会全体の問題です。一部住民の問題であっても、それが基本的に共同体の全住民の生活権に係ることであれば、その時



Nymphenburg München



京都 桂離宮



Rothenburg_ob_der_Tauber

点では自分には関知しなくとも、明日には己の身に降りかかる可能性は大いにありますから、向こう三軒両隣の問題でなくとも、それに関して己の意見を主張する権利を、その共同体の住民は誰でも持っているのが民主主義社会の常識です。したがって、問題が起きている区域内の住民にしか、その問題に関しての意見を主張する権利がないとする「原告不適格」は、共同体の存在を無視する、すなわち民主主義を拒否するものなのです。

景観はそこに生活する住民であっても所有できるものでもありませんし、利益を得るための手段として活用できるものでもありません。なぜなら、自分たちがそこに住んでいるからこそ、そのような住空間が形成されたのですから、その環境の中で住むということは当たり前の事ではないからです。自分たちの街としての景観は自分たちが住み良くしようという努力を重ねたから構築されただけのことなのです。ですから、その良好に出来あがった環境から利益を得ようとするのは常に他所からの侵入者です。良好な景観が構築される過程に何の参加もしていない人達が、その出来上がった良好な環境を自らの利益に活用するという行為は、農村の秋の収穫を馬に乗って横から奪い去ってしまうというような犯罪行為であって、共同体社会では許されない所業です。

その観点からすると「景観利益」という言葉には「(お上が造った)良好な環境に住まわせてやっているのだから、その利益があるのだ」という、現場を全く把握していない上からの目線での表現であるように受け取られます。民の「当たり前に住む」という当然の権利を認めたくないという傲慢さがそこに垣間見ることができます。権利であればそれを保護する義務が行政には生じますが、利益であれば少しは我慢できるから、放っておいても行政には保護義務は生じないという責任逃れの言葉遣いに感じられます。それは、板橋区常盤台マンション事件の平成 18 年 9 月 8 日の東京地裁の「景観利益」は法律上保護に値するものと判断しながら、「この景観利益の内容は、景観の性質、態様等によって異なり得るものであるし、社会の変化に伴って変化する可能性のあるものでもあるところ、現時点においては、私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものとは認められず、景観利益を超えて『景観権』という権利性を有するものを認めることは出来ない」という判決文を読めば明らかになります。

富井利安教授の意見書を参照しますが、一審原告逆転敗訴となった国立景観事件控訴審判決(東京高判平成 16 年 10 月 27 日判時 1877 号 40 頁)は「景観は、当該地域の自然、歴史、文化、人々の生活等と密接な関係があり、景観の良否についての判断は、個々人によって異なり優れて主観的で多様性のあるものであり、これを裁判所が判断することは必ずしも適当とは思わない」というものです。裁判所が判断しなければ、どこで客観的な判断が為されるのでしょうか、これは裁判所の職務怠慢ではないのですか、という疑問が直ぐに浮かびます。それ以上に大きな問題は、この判決には景観がどのように形成されるのかの基本が全く理解されていないということです。

景観は、まさしく多様で優れて主観的趣向を持つ住民が、まさしく自分の生活する地域の自然、歴史、文化、人々の生活等と密接な関係があるということ認識して、それぞれの異なる価値観を共同体の枠組みの中で共有できる価値観に替えて、その価値観の下で住民たちが自分たちの生活環境を整えたから形成されたのだ、という基本的事実が全く考慮されていません。その事実を把握していないから判断が出来ないのではないかという、下衆な勘繰りが出てきます。そして、「建築物の建築によってもたらされる生活被害が、社会生活上受忍すべき限度の範囲内であると判断される場合であっても、それが周辺住民等に対する加害目的でされたり、建築物の形状等が権利行使として著しく合理性を欠くと認められるなど、社会的に相当性を欠くと判断されるときには、不法行為を構成する場合があります」と言いながら住民の主張を退けます。

周辺住民等に対する加害目的でなされたり、建築物の形状等が権利行使として著しく合理性を欠いて社会的に相当性を欠いたりするのは、考慮する必要もないほど明確に犯罪行為です。明和が建設した共同住宅はこの範疇に入らないとでもいうのでしょうか。60 年、70 年代に建設された大型住宅団地において、その環境の劣悪性が多くの青少年犯罪発生の原因となった事実や、幼児の精神的、および肉体的な発育に多大な悪影響を与えたという研究結果が示すように、それまでに存在していた良好な生活環境から著しく逸脱した建設によって出来上がった(劣悪な)環境が、多くの社会問題を惹き起こしたという歴史的体験が軽視されて判定がなされています。

同様に最高裁判決も「景観利益は、これが侵害された場合に被害者の生活妨害や健康被害を生じさせるという



明和知所が建設した共同住宅 国立



藤和不動産が建設した共同住宅 常盤台



丸紅が建設中の共同住宅 六義園大和郷

性質ものではない」といって、劣悪な環境が人間の心理にも日常の行動にも悪影響を与えるという事実を無視しています。それらの学術的に証明されている要因が考慮されずに判決が為されるというのは、手続き上の不備です。意図的に無視又は軽視しているのであれば次元の異なる論議を行う必要がありますが、ここではしません。最近ドイツで、長い間日常的に精神的圧迫を受けることが、晩年の認知症やアルツハイマー病の原因になるという研究結果が発表されました。桐朋学園の校庭に覆い被さるような建物の異様な形状は、この精神的圧迫感を惹き起こすもの以外の何ものでもありません。愚なる建築家はそうではないという根拠を知りたいと思っています。

景観計画

住民の意向を却下した判決には一様に、具体的な景観の保護すべき規定と範囲が明確でないという逃げ口上が目立ちます。住民たちの街を自分たちの生活空間とするための政策と造形規定を含んだ街づくり指針を住民総意の下で作成するというのは行政の義務であり任務です。裁判所の根拠は行政の職務怠慢が原因であるのに、その結果の悪影響を住民に強いている、辻褃の合わない判決です。主権在民という民主主義の基本を理解すれば、住民の申し出を無視するのではなく、行政の怠慢を裁断すべきが司法の本来の在り方ではないのでしょうか。

常盤台でも「景観利益」を認めながらも、地域に不釣り合いな大型共同住宅の建設を認可する判定をしています。この時の裁判所の判断の根拠に「板橋区都市整備部地区整備課は、平成二年頃から、この一帯の街づくり計画を具体化するために、同地域における建築等を制限する地区計画案を提示したが、土地利用の制限に対する反発が生じたことから、同計画案の確定は断念された」という事実や、「常盤台一丁目、二丁目地内の住民らが街づくりの基本的合意を策定するための活動を継承し、同地域の住民らの同意を得て作成した『常盤台まちづくり憲章』は、同地区内における建物の建築について具体的な制限を定める内容ではなく、そのような制限を定めることは、『ときわ台まちづくり委員会』における活動の結果断念された経緯がある」ということを挙げて、行政が土地利用の制限を定めようとしたが、住民の反発で断念された経緯があるから、マンション建設に関しての高さ制限、つまり土地利用の制限に関しての住民の要求には矛盾があり、要求の正当な根拠にはなりえない、という論証になっています。平たく言えば、大型共同住宅建設がこの区域で可能なのは「OWN・GOAL：自業自得」ではないのか、というのが地裁の論旨であると理解できます。

この論旨に対応するには、具体的な街の景観に関しての規制を設けることが有効でしょう。指針・方針を決める権利は住民にあります。規制づくりを行う作業の任務は行政にあります。ここでは裁判所の指摘にもありますが、具体的な制限を設けると一部住民より反発を受けるが、それがないと周辺の大型開発の防御が出来ない、という自己矛盾をどう処理するかが鍵となります。加えて、建設の可能性によって不動産価値が上がる、という既成の価値観を変えること、さまざまな価値観を持った住民の合意を得る手法等のことも考えなくてはなりません。一つの方法は、合意まで徹底的に議論を尽くして、地区計画手法を規範とした景観計画図を作成することです。この場合、議論が滞らずに進行するには質の高い街区デザインが最低限必要です。これはドイツ手法ですが、ドイツの建築家の立場で我田引水に申せば、日本の枠組みを破るための一つの選択肢です。

基本的に修正すべきではないかと思われるのが、裁判所からことごとくその根拠を否定された「常盤台一・二丁目地区では、マンションやテナントビルの建築、大規模店舗の出店が計画された場合、近隣住民との間で話し合いがなされ、概ね階数は5階建て、高さは15メートルまでを基準とし、そのいずれかを超える建築物は建築を認めないという自主規制の下、環境や景観に配慮する見地から建築計画を大幅に制限する規制が行われてきた」という事項です。高さ制限というのは、容積率の低い住居専用地域では一定の効果はありますが、駅前の商業地域指定のような高い容積率区域では効果は限られたものとなります。(水島の狛江の意見書を参照)

景観計画は、地区計画と同様な期待感で作成され、同様な内容を持っていますので、それ故に同様な運命をたどるのではないかという懸念があります。そうさせないために、現在の景観計画説明書あるいは図版ではなく、例えば千分の一といった縮尺を持った景観計画図作成の一手法の説明を秋に試みたいと考えています。



左：京都市景観計画区域(京都市景観計画図より抜粋)
 上左：嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区(同)
 上右：祇園新橋伝統的建造物群保存地区(同)

Bebauungsplan München_Westende Bl.23